

(平成25年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から同年12月まで

私は、昭和39年12月に会社を退職し自営業を始めたので、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦それぞれ国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を、どのように納付したか記憶は定かでないが、自宅近くの銀行で納付したと思う。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和39年12月以降、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立期間については、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳を見ると、複数の年度において、年度最終期の1月から3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）が申立期間に係る昭和54年度の納付記録を当該台帳に記載する際に、申立期間を納付、昭和55年1月から同年3月までを未納と記録すべきところ、誤って申立期間を未納と記録した可能性も考えられるほか、申立期間前において複数回の過年度納付を行っている事情を踏まえると、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかった理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで
② 昭和60年10月から61年3月まで
③ 昭和62年1月から同年3月まで

夫が、昭和39年12月に会社を退職し自営業を始めたので、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦それぞれ国民年金保険料を納付していた。

それぞれの申立期間の国民年金保険料を、どのように納付していたか記憶は定かでないが、自宅近くの銀行で納付したと思う。

申立期間①、②及び③が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳を見ると、複数の年度において、年度最終期の1月から3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）が申立期間①に係る昭和54年度の納付記録を当該台帳に記載する際に、申立期間①を納付、昭和55年1月から同年3月までを未納と記録すべきところ、誤って申立期間①を未納と記録した可能性も考えられるほか、申立期間①の前後の数年間における申立人夫婦の保険料は納付済みであることを踏まえると、3か月と短期間である申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

申立期間②及び③について、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が昭和41年に夫婦連番で払い出されており、国民年金に加入以降、申立期間②の前までの期間について、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付状況が一致しているところ申立期間②の頃に申立人の夫は、国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立期

間②以降夫婦一緒に保険料を納付することはできず、申立人及びその夫の申立期間②及び③に係る保険料納付に関する記憶は、銀行で納付したとするほかに具体的に無く、申立人夫婦の陳述からは当該期間の保険料納付はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和8年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和37年10月から38年3月まで

私は、昭和37年4月頃、自宅に市役所の方が国民年金の加入勧奨に来たので、夫婦一緒に加入手続を行った。国民年金保険料の納付については定かではないが、そのときに夫婦二人分の保険料も納付したと思う。

その後、しばらくしてから集金人が自宅に来るようになり、その都度、私が、夫婦二人の各3か月分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間が未納とされていることは納付できないので、記録が漏れていないか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年5月に申立人の夫と連番で払い出されており、一方、A県B市の国民年金保険料収滞納リストを見ると、夫婦同一日に保険料が納付されている上、申立人の所持する国民年金手帳からも3か月分の保険料が定期的に納付されていることが確認でき、このことは申立内容と符合する。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を始めた昭和37年度以降、被保険者資格を喪失する平成5年9月までの間、申立期間を除き、保険料を納付済みであることから、申立人の保険料の納付意識の高さが認められる上、申立期間当時、生活状況に大きな変化は見られないことを踏まえると、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（大阪）国民年金 事案 6610

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年6月まで
昭和46年5月に婚姻した頃に、夫が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。
申立期間の国民年金保険料の納付について、私は何も分からないが、夫が納付したと思う。夫の当該期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和46年1月に国民年金に加入して以降、60歳に到達する前月までの期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の夫についても、同年の申立人との婚姻以降、60歳に到達する前月までの期間において未納は無いことから、申立人及びその夫の保険料の納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について具体的な記憶が無いものの、国民年金被保険者台帳において、申立期間直前の昭和50年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していること、及び申立人の夫も同台帳において同年1月から同年6月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人及びその夫の納付意識の高さを踏まえると、3か月と短期間である申立期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年11月1日から21年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年9月1日から22年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年11月1日から22年3月1日まで

A社に、基本給45万円の約束で平成20年9月21日に入社し、23年12月10日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、20年9月から22年8月までの標準報酬月額が36万円と記録されていることが分かった。

A社は年金事務所に対し、申立期間の一部を含む平成21年9月1日から22年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を36万円から44万円に訂正する届出を行ったものの、このうち21年9月1日から22年3月1日までの期間は保険料の納付に関する時効成立済期間であるとして、年金額に反映しない記録とされた。

給与明細書において標準報酬月額 44 万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社から提出された賃金台帳並びに申立人及び同社の事業主の陳述等から判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間を通して、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降にあつては、年金事務所）の記録どおりの標準報酬月額を届出したと陳述していることから、申立期間について、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年5月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和20年4月1日から同年11月2日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

昭和20年3月に学校を卒業し、A社には同年4月1日に入社した。終戦となった月又はその翌月に、事業主から会社を一旦、解散する旨の説明があったが、その後、事業主に呼ばれて引き続き勤務するように言われて勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、終戦後にA社の事業主から、「会社を一旦、解散する。」旨説明を受けたと陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、被保険者が急減している時期と前述の申立人が説明を受けたとする時期が符合している上、申立人が記憶する同僚と同姓同名の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間の一部において同社に勤務していたことが認められる。

また、当該被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日の元号のみが相違する被保険者記録（資格取得日は、昭和20年5月11日。資格喪失日は、同年8月31日。）が確認でき、オンライン記録において、同姓同名で当該記録と同じ生年月日の被保険者記録がこれ以外には見当たらないことから、当該記録は、申立人の記録と認められるところ、当該記録について、B社会保険事務所（当時）は、健康保険整理番号が記されているが、厚生年金保険被

保険者台帳記号番号（以下「記号番号」という。）が記されていないことから、申立人に対し、A社において、健康保険のみの被保険者であったとして、平成21年2月24日付けで、「厚生年金保険の期間照会について（回答）」により回答している。

ところで、前述の被保険者名簿において、昭和20年5月1日から21年1月10日までの間に被保険者資格を取得している56人について見ると、記号番号が記されている者と記されていない者が不規則に並んでいるところ、そのうち、同年4月頃に書き換えられたと考えられる被保険者名簿にも記されている者全員については、資格取得日は書換え前の同名簿の取得日と同日が記されているが、記号番号が記載されていない者は確認できない。

また、書換え前の被保険者名簿において当該記号番号の記されている者に係る資格喪失日はいずれも昭和22年2月8日以降の日となっているが、当該記号番号が無い者に係る資格喪失日はいずれも同年1月10日までの日となっていること等から判断すると、社会保険事務所は、当該資格取得に係る届出に即応して行うべき新規の記号番号の払出しについて、同年1月ないし同年2月初旬頃に現存する被保険者に限り遡って払出処理を行う一方、当該事務処理時点において、被保険者資格を喪失していた者については当該事務処理を行っておらず、申立期間当時における記号番号の払出しに係る事務処理を適切に行っていなかった可能性がうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年5月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、かつ、同年8月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年5月11日までの期間及び同年8月31日から同年11月2日までの期間については、A社は27年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び元従業員は死亡又は連絡先が不明のため、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年3月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月9日から48年3月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者の資格取得日が昭和48年3月1日となっていることが分かった。
A社には昭和47年3月9日に入社し、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員連絡簿及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間に、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の社員連絡簿には、申立人の入社年月日が昭和47年3月9日と記されており、A社の元事業主は「申立人は、定期採用の正社員として入社した。当時、正社員は全員を入社と同時に厚生年金保険及び健康保険に加入させ、給与から保険料を控除していた。」と陳述しているところ、同連絡簿に記されている7人のうち、申立人及び申立人と同時に手続されたと考えられる1人を除く同僚5人の入社年月日は、いずれも厚生年金保険被保険者の資格取得日と符合していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48

年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、仮に、事業主から昭和47年3月9日を資格取得日とする被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出することとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が48年3月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年3月から48年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社（B県C市）に入社後、同社D工場（B県E市）に異動となったが、異動の前後を通じて仕事内容に変化はなく、退職するまで正社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け

出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社（B県C市）に入社後、同社D工場（B県E市）に異動となったが、異動の前後を通じて仕事内容に変化はなく、退職するまで正社員として継続して勤務しており、給与から保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け

出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月5日から同年2月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社C工場（厚生年金保険の適用事業所名は、A社）から同社D出張所に転勤した時期に当たるが、転勤の前後を通じ、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の人事記録並びに同社の部長及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（A社から同社D出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録によると、A社D出張所は、昭和35年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時には適用事業所でないが、同出張所の立ち上げ時に所長だったとする者が、「A社D出張所の開設日を昭和35年2月1日としたことから、自身及び申立人を含む4人は、同年1月20日過ぎには同出張所に赴任したと思う。」とした上で、「申立期間当時のA社D出張所における給与計算事務は同社E本社で行っていた。」旨陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間も引き続きA社C工場にお

いて被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月26日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和60年2月26日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年3月1日に同社の関連会社であるB社において被保険者資格を取得しており、申立期間が未加入期間となっていることが分かった。

しかし、申立期間の前後を通じて業務内容及び給与額に変化はなく、継続してA社に勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社及びB社の元経理担当者の陳述並びにB社の複数の元役員の陳述から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し(昭和60年3月1日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、前述の元経理担当者も不明の旨陳述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和33年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、入社当初に配属されたA社C営業所から同社D営業所に異動し、E事業所に勤務することとなった時期に当たる。

A社では、入社して以降、退職するまで継続して勤務しており、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、同社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和33年11月1日にA社から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和33年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月27日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社B支店から同社本店に異動した時期に当たる申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、申立期間の終期である昭和30年5月1日は、私を含む29年入社 of 学卒者70人が、A社各支店等における1年間の研修を終え、一斉に同社本店に引き上げた日であり、入社後、1年経過した当該時点において、申立期間の4日間のみが未加入期間となっているのは、誠に不自然であり、到底納得できない。

A社には、昭和29年4月に入社して以降、30年間にわたって継続して勤務しており、申立期間には通常どおり給料が支給され、社会保険料も当然控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び申立人と同期入社であるとする元同僚の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年5月1日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和30年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社の担当者は、申立期間当時の資料を保管していないものの、従業員の給与から厚生年金保険料を控除しながら社会保険事務所に納付していなかったとは考えられないとして、納付したと思われる旨陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月1日から同年8月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、C社（現在は、D社）における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和50年6月1日）及び資格取得日（昭和50年8月11日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和50年6月1日から同年8月11日まで

昭和47年4月にA社に入社して以降、現在に至るまで、途中転籍及び社名変更はあったものの、一度も期間を空けることなくグループ関連会社に勤務している。

申立期間①は、昭和48年11月1日付けで、A社からC社に、申立期間②については、同社から分社化したE社にそれぞれ転籍した時期に当たる。

なお、このうち申立期間②については、当初は昭和50年6月1日に転籍する予定が同年9月1日に変更になったことに伴い、何らかの手違いが生じたのだと思う。

いずれの期間についても継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されてい

たと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D社から提出された人事記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が当該期間においてA社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和48年11月1日にA社からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和48年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、D社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が当該期間において、C社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D社は、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除の有無について、「申立期間②においても、厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。当時の関連資料は保存されていないが、前後の厚生年金保険の加入記録からすると、申立期間②に係る厚生年金保険料のみ控除しなかったとは考え難い。」旨回答している。

さらに、申立期間②において、C社で厚生年金保険の被保険者記録が有る同僚は、「E社を分離する際の手続で、このような空白が発生したと思われる。申立人は、申立期間②においても継続して勤務しており、厚生年金保険料も通常に控除されていた。」旨回答している。

加えて、申立人と同様に、昭和50年6月1日にC社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年8月11日に同資格を再取得している複数の同僚は、「自身及び申立人は、申立期間②も継続して勤務しており、当該期間の前後を通じて業務内容等に変化はなかった。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和

50年5月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14429

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を117万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、平成17年7月8日付けで支給された賞与に係る年金記録が無い。同社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除したとする一方、当該賞与に係る届出を行っていないことを認めているので、当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書控えから、申立人は、事業主から申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額117万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月15日は24万円、同年12月16日及び18年8月11日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年8月11日

年金事務所から照会文書が送られてきたことに伴い、厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に所属し、B社に派遣されていた期間に支給された賞与のうち、申立期間①に支給された約24万円、申立期間②及び③にそれぞれ支給された約30万円に係る標準賞与額が記録されていないことが分かった。

申立期間①、②及び③の賞与に係る明細書等は保管していないが、それぞれの賞与からは、間違いなく厚生年金保険料が天引きされていたので、これらの期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は24万円、申立期間②及び③は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

年金事務所から照会文書が送られてきたことに伴い、厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に所属し、B社C工場に派遣されていた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

A社では年に2回の賞与の支給があったところ、申立期間の直前に支給された平成16年12月賞与が記録されていることを踏まえると、申立期間に支給された賞与の記録が漏れているのではないかとと思われるので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月15日は6万円、同年12月16日は34万4,000円、18年8月11日は35万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年8月11日

年金事務所から照会文書が送られてきたことに伴い、厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に所属し、B社C工場に派遣されていた期間のうち、申立期間①、②及び③に支給された賞与に係る標準賞与額が記録されていないことが分かった。

平成17年2月にA社に入社して以降、在籍期間中に賞与の支給が無かったことはなく、各期の賞与からは当然に厚生年金保険料が天引きされていたはずなので、申立期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は6万円、申立期間②は34万4,000円、申立期間③は35万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6611

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年12月まで

昭和42年4月の結婚を契機に住所をA県B市に移した際、夫婦共に国民年金に加入した。加入後、夫婦二人分の国民年金保険料は、3か月ごとに自宅（兼事業所）に来る同市役所の集金人に、その都度、夫が1回当たり2,000円ないし3,000円を納付し、集金人から領収証書を受け取っていた。

その領収証書は既に所持していないが、申立期間の国民年金保険料は夫が間違いなく納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できないので、記録が漏れていないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月にB市において払い出されており、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得の状況から、申立人の国民年金の加入手続は、当該払出しの頃に行われたものと推認される。この場合、当該手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、昭和50年9月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は自宅に来た集金人に、申立人の夫が1回当たり2,000円ないし3,000円の国民年金保険料を納付し、領収証書を受け取っていたと申し立てているが、B市における保険料の収納方法は、昭和49年度までは印紙検認方式であり、この収納実態と申立内容とは大半の申立期間について符合しない上、申立期間において、1回当たりの夫婦二人分の保険料額は1,200円から6,600円に順次増額しているところ、この増額の状況について、申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の夫の記憶は明確でない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時にお

いて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行うとともに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は8年9か月に及び、これほどの長期間にわたり、申立人に係る納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年12月まで

昭和42年4月の結婚を契機に住所をA県B市に移した際、夫婦共に国民年金に加入した。加入後、夫婦二人分の国民年金保険料は、3か月ごとに自宅（兼事業所）に来る同市役所の集金人に、その都度、私が1回当たり2,000円ないし3,000円を納付し、集金人から領収証書を受け取っていた。

その領収証書は既に所持していないが、申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付しており、申立期間が未納とされていることは納付できないので、記録が漏れていないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月にB市において払い出されており、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得の状況から、申立人の国民年金の加入手続は、当該払出しの頃に行われたものと推認される。この場合、当該手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、昭和50年9月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は自宅に来た集金人に、1回当たり2,000円ないし3,000円の国民年金保険料を納付し、領収証書を受け取っていたと申し立てているが、B市における保険料の納付方法は、昭和49年度までは印紙検認方式であり、この収納実態と申立内容とは大半の申立期間について符合しない上、申立期間において1回当たりの夫婦二人分の保険料額は1,200円から6,600円に順次増額しているところ、この増額の状況について、申立人の記憶は明確でない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であ

るところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行うとともに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は8年9か月に及び、これほどの長期間にわたり、申立人に係る納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和38年2月又は同年3月に会社を退職し、その後、自身で国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、自宅に私の国民年金保険料に係る納付書が送付されてきた。

それで、私は、申立期間のうち、昭和36年度及び37年度の国民年金保険料を郵便局の窓口又はA県B市C区役所庁舎横にあった事務室で遡って一括納付した。

また、申立期間のうち、昭和38年度以降の国民年金保険料は、同様に自宅に送付されてきた納付書を用いて、郵便局の窓口、C区役所庁舎横の事務室又は同区役所窓口で1年分を自身で一括納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍謄本によると、申立人は昭和42年3月に婚姻届をA県D市に提出していることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において同年12月に払い出されていることが確認できる。

当該払出しについて、B市は、昭和41年度から職権適用対策事業に取り組んでおり、その職権適用者の把握は、住民票、国民健康保険被保険者台帳等を基に行っているとしているところ、C区において払い出された前述の手帳記号番号は、昭和42年3月の婚姻後の名字でないことから判断すると、本人からの届出ではなく職権適用によるものと推認され、申立期間は、当該職権適用がなされるまでは国民年金に未加入の期間であり、過年度保険料に係る納付書が発行されることは無く、このことは38年2月又は同年3月に会社を退職した

後、送付された納付書を用いて昭和 36 年度及び 37 年度の国民年金保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

また、前述の手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 12 月時点において、申立期間の大半に当たる 40 年 9 月以前の期間については、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立人の住所地の申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 5 年に及んでおり、これほどの長期間にわたり、行政側が申立人の納付記録を連続して欠落したとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6614

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から60年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私の夫が昭和51年7月に会社を退職したので、自身の国民年金の加入手続と一緒に、A県B市役所で行ってくれた。

国民年金に加入後の国民年金保険料は、集金に来るC組織の集金人に、夫が夫婦二人分を毎月納付していたが、申立期間に係る年金事務所の記録を見ると、夫は納付済みとされているのに、私は未納とされている。

夫は、間違いなく私の国民年金保険料も一緒に納めてくれていたので、調査の上、申立期間に係る私の年金記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の基礎年金番号とされている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、昭和45年8月に払い出されていることが確認できることから、当該手帳記号番号は、当該払出簿及びB市の国民年金被保険者名簿において「取下」とされており、オンライン記録においても欠番とされている上、同市の印紙検認票においても納付事跡は確認できない。

また、オンライン記録により、前述の手帳記号番号の取下げ処理以降において、申立人に新たに手帳記号番号が払い出されたのは昭和61年2月6日であることが確認できることから、申立人の夫が51年7月に夫婦の国民年金の加入手続を行ったとする申立てと符合しない上、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、58年12月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫が集金人に納付したと申し立てているが、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間の

うち、昭和59年1月から60年3月までの期間の保険料は、過年度保険料となるため、現年度保険料を扱う集金人に納付することができない。

加えて、前述の二つの国民年金手帳記号番号とは別に、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して前述の二つとは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の夫から事情を聴取しても、具体的な状況は不明であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和43年に子が誕生したことから将来のことを考えて、A県B市役所において、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、申立期間①及び②の保険料は同県C市役所において自身で納付した。

国民年金に任意加入してからは、国民年金保険料の納付が遅れたことはあっても、納付しなかったことは無く、18年前に年金受給の手続を行った際、未納期間があると聞き驚いた。そのときは、領収証書が無いと訂正できないと言われ諦めたが、年金手帳が見付かったことから年金記録の確認申立てを行うこととした。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料をC市役所において納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、C市役所において納付したとする以外に納付時期及び納付金額などの具体的な記憶は無く、納付状況は不明である。

また、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②に係る国民年金保険料の納付書を発行したことを示す「納発」の押印が確認できることから、申立人は、当該納付書を用いて保険料を納付することは可能

であり、申立期間①及び②の保険料は年度を経過後に、納付書により過年度納付することは可能であったものと考えられるものの、申立人は、保険料の納付書が送付されたこと、及び納付書により納付した記憶は無い旨陳述している。

さらに、申立人が所持する国民年金保険料領収証書及び前述のC市の国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②前後の国民年金保険料の納付状況を見ると、i) 3か月分の保険料を納付（昭和47年4月から同年6月までの保険料を同年7月31日に、同年7月から同年9月までの保険料を同年11月16日にそれぞれ納付）、ii) 9か月分の保険料をまとめて納付（昭和48年4月から同年12月までの保険料を同年7月27日に、49年4月から同年12月までの保険料を同年9月にそれぞれ納付）、iii) 1年分の保険料をまとめて納付（昭和50年4月から51年3月までの保険料を50年4月12日に前納）、iv) 3か月分を過年度納付（昭和49年1月から同年3月までの保険料を同年9月26日に納付）しているなど、申立人の納付行動は一定していないことから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していなかった可能性が否定できない。

加えて、前述のC市の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料に関する記録の昭和45年度から55年度までの欄を見ると、オンライン記録において納付済みと記録されている期間については、納付年月又は納付年月日のいずれかが押印されているが、申立期間①及び②は空欄であり、保険料を過年度納付した場合に記録される国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったので、母が国民年金の加入手続きを行い、父が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

大学を卒業後すぐに、両親から国民年金手帳を受け取った際、当該国民年金手帳を大切に保管すること、及び名前の読み方が「A」では登録することができず、別の読み方になっているので注意するように言われた記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が私の国民年金の加入手続きを行い、父が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」旨申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日時点で加入していた厚生年金保険の記号番号により、同日付けで付番されており、当該基礎年金番号で管理されている国民年金被保険者記録を見ると、申立人が申立期間について、国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、当該期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となる場所、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地及び両親の住所地における各種の氏名検索も行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は他界していることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間は4年3か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（神奈川）国民年金 事案 6617（兵庫国民年金事案 1696 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から57年3月まで

私は、前回、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納付できないとして申し立てたところ、認められない旨の通知があった。

しかし、申立期間の国民年金保険料について、夫は、昭和57年5月に夫の預金口座から引き出した25万円と手元にあったお金を合わせて、28万2,000円ないし28万7,000円の金額を自宅近くの郵便局で納付してくれており、私が所持する同年分の家計簿を見ても、同年5月18日に当該期間の保険料として25万円の金額を引き出したことが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料として納付した金額は、「19. 保険料額改定の推移」の保険料額に基づき夫が算出した金額と合っている。

今回の申立てに当たり、私が所持する昭和56年分及び57年分の家計簿並びに夫が申立期間の国民年金保険料額を算出した前述の資料を提出するので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和57年4月19日に任意加入被保険者として資格を取得したことが確認でき、任意加入被保険者は、過去に遡って未加入期間の保険料を納付することができないことなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成22年7月20日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、昭和56年分及び57年分の家計簿並びに申立期間の国民年金保険料額を算出するために使用したとする資料（「19. 保

険料額改定の推移」)を提出しているが、これらの資料は兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間中、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であるが、当時の国民年金法において、被用者年金制度(厚生年金保険等)の被保険者として加入中の者の配偶者は、国民年金の強制加入の対象者から除外されることとなっており、当該配偶者が国民年金に任意加入するまでの期間(未加入期間)については国民年金保険料の納付義務は無いことから、昭和57年4月に任意加入被保険者として資格を取得した申立人が納付することが可能な保険料は、同年4月以降の保険料であり、申立人が主張する申立期間に対して納付したとする保険料額を納付することはできない。

そのほかに兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）国民年金 事案 6618

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、A県B市C地区に住んでいた時に、国民年金保険料の集金人から、「市役所から未納となっている保険料を納付できると言われた。」との説明を受けたので、当該集金人に申立期間の保険料を分割で納付し、カードに受取の印鑑を押してもらった記憶がある。

当時の集金人は、私が昭和44年7月にB市C地区へ転居した後に、申立期間の国民年金保険料を集金していたことを証明する書面を記載してくれているにもかかわらず、当該期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年7月にB市C地区へ転居後、申立期間の国民年金保険料については、集金人が書面により証明してくれているように納付した。」旨申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和35年11月1日に申立人の夫と連番で払い出されているものの、申立人所持の国民年金手帳（3冊）、同市の国民年金被保険者記録等を見ると、申立人は、36年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、40年4月1日付けで、国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、当該期間の保険料を集金したとする集金人が、平成19年7月に記載した書面を提出しており、当該書面を見ると、申立人が昭和44年7月にB市C地

区へ転居した後に、36年4月から39年3月までの保険料を集金した旨が記載されていることから、当該集金人に当時の事情を聴取したが、当該期間の保険料納付に関する具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を分割で納付したと主張しているものの、当該期間の保険料に係る納付時期、納付回数及び保険料額等の詳細な記憶は無いとしている上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年3月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から50年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

昭和48年頃、母から、「年金額が少ない自身と同じ思いをさせたくない
ので、国民年金を掛けている。」と言われたことを覚えているので、この頃
に母が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間①の国民年金保険料は、母が納付してくれており、どのように納
付していたのか分からないが、自宅に集金人が来ていた記憶がある。

申立期間②については、結婚後のことで、私は夫の事業に従事しており、
国民年金保険料については、自宅に郵送されてきた納付書を用いて、会計事
務所の担当者の指示に従い、夫婦二人分の保険料を主に私が近くの郵便局で
納付し、その後、夫名義の預金口座から口座振替により納付するようになった。

申立期間①及び②の国民年金保険料がそれぞれ未納とされていることに
納得できない。

なお、夫名義の預金通帳及び確定申告書（控え）等を参考資料として提出
する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和48年頃に、母が私の国民年金の
加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。」と申し立ててい
る。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金
手帳記号番号は、昭和50年11月28日にA県B市において払い出されてお

り、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の記録から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年 11 月頃に行われたものと推認できることから、加入時期について申立内容とは符合せず、当該加入手続時点では、申立期間①のうち、一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、前述の加入手続時点において、申立期間①のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は高齢により陳述を得ることができないことから、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、申立人及びその夫の国民年金保険料は、自宅に郵送されてきた納付書を用いて、会計事務所の担当者の指示に従い、主に申立人が近くの郵便局で一緒に納付し、その後、申立人の夫名義の預金口座から一緒に口座振替で納付していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録を見ると、申立期間②直後の昭和 60 年度以降の申立人及びその夫に係る国民年金保険料の納付日が確認できるところ、同年度から 63 年度までの夫婦の納付日を見ると、夫については、毎月、口座振替により納付していたものと推認できるものの、申立人については、納付書により毎月又は数か月ごとに納付している状況がうかがえ、納付日が一致していない上、申立人の夫名義の預金通帳（昭和 55 年 6 月 6 日から 56 年 2 月 12 日までの期間、59 年 3 月 7 日から 60 年 2 月 12 日までの期間及び同年 2 月 12 日から同年 12 月 31 日までの期間）を見ると、一人分の保険料が引き落とされていることが確認できることから、当該口座振替における保険料は申立人の夫の保険料と考えるのが自然である。

また、オンライン記録を見ると、昭和 60 年 9 月 7 日に申立人に対して過年度納付書が作成されており、当該納付書は作成日からみて、申立期間②の国民年金保険料に対するものと推認できることから、当該期間については現年度納付されていなかったものと考えられる上、申立人は、当該納付書を用いて当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人から申立期間②の保険料を遡ってまとめて納付したとする具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人の夫に係る昭和 59 年分から 62 年分までの確定申告書（控え）の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、それぞれの

年単位の一人分の保険料額であることから、当該保険料額は、申立人の夫の保険料であると考えられる上、59年分から61年分までの確定申告書(控え)とともに提出された事業主勘定の勘定科目内訳書を見ると、申立人及びその夫について、現在納付済みと記録されている保険料の支出があったことをうかがわせる記載が確認できるものの、申立人について、申立期間②の保険料を納付した場合に計上される昭和59年度の保険料額が確認できる記載は見られない。

- 3 このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで
平成21年にねんきん定期便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。
大学生の頃、母から私の国民年金保険料は納付していたと聞かされた。
私の年金手帳は、結婚するときに母から手渡され、転居後のA県B市では自身で国民年金保険料を納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張しているところ、申立人の母親は高齢のため陳述を得ることはできないことから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について、申立期間当時の具体的な状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月30日にA県C市において払い出されており、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、47年4月24日付け国民年金被保険者の資格取得の届出日は51年8月17日と記載されていることから、この日に加入手続が行われたことが確認でき、当該加入手続時点において、申立期間のうち、47年4月から49年6月までの保険料は時効により納付することができない上、同年7月から51年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、当該国民年金被保険者名簿及び当時の申立人に係る国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含

む別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で作成された国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧点検したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は4年に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和16年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年11月から49年3月まで

時期は覚えていないが、A県B市役所から夫婦の過去の未納分の国民年金保険料についての納付書が自宅に届いたので、当該保険料を同市役所の国民年金の窓口で一括して納付したことを覚えている。

国民年金保険料の納付金額については覚えておらず、領収証書も残っていないが、間違いなく遡って保険料を納付したはずであり、一括して納付したのはこの1回だけである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「時期は覚えていないが、申立期間の国民年金保険料をB市役所の国民年金の窓口において、一括して納付した。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月8日にB市において払い出されており、申立人が所持する国民年金保険料領収証書によると、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年9月10日に納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続は、同年9月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点において、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる昭和51年9月時点では、時効期限を越えて国民年金保険料の納付が可能な第2回特例納付制度（実施期間は、昭和49年1月から50年12月まで）は既に終了しており、第3回特例納付制度（実施期間は、昭和53年7月から55年6月まで）を利用して、申立期間の保険料を納付することは可能であるところ、申立人は、当該保険料の納付時期を記憶していない上、保険料を一括納付したのはB市役所の

窓口であるとしているが、同市によると、同市役所の窓口では特例納付保険料を収納していなかったとしており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6622（兵庫国民年金事案 1131 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から15年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から15年5月まで

私は、A県B市から実家のあるC県D市に転居したが、転居後も引き続き国民年金保険料を納付してきた。保険料は同市役所内のE銀行の出張所などで納付したが、領収証書は残っていない。その後、平成15年5月末に再度、B市に転居したが、D市にいる間は、1か月1万3,700円の保険料を毎月又は何か月分をまとめて納付していたはずなので、未納期間及び手続をした記憶の無い免除期間があることに納得できない。

以上のことを年金記録確認兵庫地方第三者委員会(当時。以下「兵庫委員会」という。)に申し立てたが、認められない旨の通知があった。

しかし、申立期間当時はお金に困っておらず、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していた。新たな資料は無いものの、もう一度調査及び審議の上、記録を訂正してほしい。

なお、平成23年9月7日に書留内容証明郵便物として発送した内閣総理大臣宛て貸金請求書の写しを提出する。入金があり次第、16年から20年6月までの国民年金保険料を納付する予定である。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) D市役所の記録によると、同市役所は、申立期間のうち、平成12年度において申立人に国民年金保険料の納付催告を毎月行っており、これに対し申立人は、同市役所に平成13年1月11日には納付できない旨を、同年4月13日には納付が遅れる旨をそれぞれ連絡してきていることが確認でき、申立人が平成12年度の保険料を同市で現年度納付したとは考え難いこと、ii) 13年度については、同市役所の記録によると、同市役所は、上記の平成13年4月13日の申立人からの連絡を受けて、同年同

月16日に平成13年度の保険料の免除に係る書類を申立人に送付したことが推認できるとともに、オンライン記録によると、同市役所が、同年同月21日に申立人からの免除申請を受け付けていることが確認できる上、同市役所の記録によると、同年同月24日付けで、付加保険料納付に係る辞退届出が確認できることから、付加保険料を含む納付書が作成されていたとは考え難く、付加保険料を含む保険料を納付していたとする申立人の主張と相違し、申立人が平成13年度以降の保険料を納付していたとは認め難いこと、iii) 申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成21年7月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いものの、前回申立てに係る兵庫委員会の通知文に記載しているD市の記録は誤っており、申立期間に免除申請を行ったこともなく、当該期間が未納及び免除とされていることに納得できないので、再審議してほしい。」旨申し立てている。

しかしながら、申立人は、経済的に困っていたわけではなく、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと陳述するのみで、自らの主張を裏付ける新たな資料等の提出は無い。

また、申立人から提出された貸金請求書の写しは、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる資料ではなく、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月21日から30年1月1日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
申立期間については、A社でB職としてC業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であったとされるD社のC業務のE資料及び申立人から提出されたC業務に携わった者の記念写真から、期間は特定できないものの、申立人がA社においてC業務に携わっていたことが認められる。

しかし、D社は、「申立期間当時のA社に係る雇用関係の書類は保存していない。」と回答している上、A社の元事業主は連絡先が不明であることから、これらから申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、申立期間において同じC業務に携わったB職であったとする同僚2人の資格取得日は、申立期間の終期から4年後の昭和34年1月1日と記されており、同日に当該同僚2人を含む38人が被保険者資格を取得しているところ、前述のE資料を見ると、当該38人のうち34人は申立人と同じB職であったことが確認できる上、同被保険者名簿において、申立期間同時に被保険者資格を取得している者について同E資料を確認したところ、B職であった者は見当たらない。

さらに、申立人が記憶する前述の同僚二人は既に死亡しているため、当時の事情を聴取することができないが、前述の被保険者名簿において記録が確認で

きる複数の元従業員は、「申立期間当時、C業務に関わるB職については、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨陳述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間における健康保険整理番号の欠番は無く、不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。しかし、申立期間は、B社から関連会社のA社に転籍した時期であるが、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社発行の在職期間証明書から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社及びA社は、「当該両社の給与事務は、B社が一括して行っており、それぞれ 20 日締切り 25 日払いで厚生年金保険料を翌月控除としていることから、申立人の申立期間に係る平成 12 年 9 月の厚生年金保険料は同社では控除しておらず、一方、A社も同年 10 月から厚生年金保険の適用事業所となったので、同年 9 月の厚生年金保険料は給与から控除していない。」旨回答しているところ、申立人から提出されたA社発行の平成 12 年 10 月給与明細一覧（支給日は、平成 12 年 10 月 25 日）を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの期間又は同年 9 月 1 日から 59 年 2 月 21 日までの期間のうち、1 年半の間ないし 2 年間ぐらい

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A 職として B 社に勤務した 2 回のうち、1 回目の被保険者記録は有るのに、2 回目に勤務した申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。2 回とも同様の勤務であったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者記録が有る複数の元従業員の陳述から判断すると、申立期間のうち一部の期間について、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B 社は、平成 6 年 12 月 * 日に C 社に商号変更され、16 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B 社の当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、これらから申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、C 社の事業主は、「平成 6 年に B 社を吸収合併した際、同社の従業員に関する資料は引き継いでおらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。」旨回答している。

さらに、前述の元従業員の中には「申立期間当時、B 社では、社会保険に加入しない雇用形態があった。」と陳述している者がいる上、申立人が記憶する元同僚の一人については、B 社における被保険者記録が見当たらないこと、並びに申立人及び元従業員が記憶する同社の従業員数と前述の被保険者原票

で確認できる被保険者数に乖離^{かいり}があることから判断すると、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同原票に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 42 年 7 月 22 日から 43 年 11 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者記録が見付かったものの、自身が記憶する同社に勤務した期間より短い記録となっていることが分かった。

A社には、昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 10 月末日まで勤務していたと思うので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には厚生年金保険の被保険者記録がある 12 か月間だけでなく、当該期間の前後の期間も勤務していたと主張している。

しかしながら、商業登記簿の記録によると、A社は昭和 61 年に清算終了している上、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間①及び②に係る同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が当時のA社の同僚として氏名を挙げた 3 人に照会し、このうち 1 人から回答があったものの、申立人の申立期間①及び②に係る同社における勤務を推認できる情報は得られなかった上、当該同僚のほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 10 月末日までの期間に被保険者記録が確認できる者のうち 6 人から回答を得られたものの、申立人を記憶する者はいなかった。

さらに、申立期間①について、申立人及び前述の回答があった複数の同僚は、「A社の従業員数は、全体で常時 13 人ぐらいであり、欠員がでるとその

欠員分の従業員を募集していたような会社だったので、一度に複数の従業員を採用することは、ほとんど無かった。自身が同社に入社した時も、自身一人のみが採用され同時に採用された者はいなかった。」旨陳述しているところ、前述の被保険者原票において、申立期間の前後6年間に被保険者資格を取得している56人の資格取得日を見ると、単独で資格を取得している記録となっている者は7人のみで、ほかの者については当人を含む2人ないし5人が同日に資格を取得している記録となっていることから、申立期間当時、A社は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

また、申立期間②について、申立人は、「A社を退職してすぐ、B市に転居し、自営業をしていた。」と陳述しているところ、申立人に係る戸籍の附票を見ると、申立人の住所が申立期間②の始期の半月後に当たる昭和42年8月9日に、C市からB市に移転していることが確認できる。

さらに、前述の回答があった同僚のうち、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同社の退職時期が相違していると回答した者はいない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 21 日から 42 年 2 月 5 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 39 年 10 月に入社し、45 年 8 月に退職するまで継続して勤務していたが、当該期間に係る年金記録が記されていなかったことから、年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、後日、同社での年金記録が見付かったとの回答があった。

ところが、その回答のあった記録は、A社での加入記録が継続しておらず、途中で9か月の未加入期間が有る記録であった。

A社には2回勤務したことは無く、入社以降、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の人事記録、社会保険関係等の資料が残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないため、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者であったかどうかは分からない。」と回答している。

また、申立期間当時のA社の事業主は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、加入記録の確認できる同僚を通じて「申立人のことは覚えているが、そのほかのことは覚えていない。」旨回答している上、申立期間当時の実質上の事業主で経理を担当していた者も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、被保険者の資格取得日が昭和42年2月5日と記録されている前述の同僚が、「私が昭和42年2月上旬にA社に入社した時には、申立人は既に同社に勤務していた。」と陳述していることからすると、申立人は同年2月にはA社に勤務していたと考えることもできるものの、同人は申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたとまでは陳述しておらず、また、申立期間を通じて被保険者資格が確認できる者は、「申立人のことは覚えているが、申立期間に勤務していたかどうかは覚えていない。」と陳述しており、この2人のほかに、申立期間において被保険者記録が確認できる者4人はいずれも死亡しており、同僚の陳述からも、申立人が申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14438

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月頃から 37 年 4 月 13 日まで
年金事務所から年金記録の確認を促すはがきを送付されてきたので、A社に勤務した申立期間に係る加入記録が無いことについて、確認申立てを行うことにした。

申立期間当時、A社ではB品を製造しており、自身は同社のC職に付いてD業務に従事していた。

A社における給与明細書等は保管していないが、同社に勤務していたのは間違いないことから、当然、厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明である。」旨回答しており、事業主から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある者のうち回答が得られた 17 人は、いずれも申立人を記憶していない上、申立人が上司として記憶する者と同姓の者は既に死亡しており、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険整理番号に

欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14439

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 36 年 1 月 4 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A事業所（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、A事業所では、昭和 33 年 2 月に入社した当初から厚生年金保険に加入しており、36 年 2 月に退職するまでの間、厚生年金保険料が給与から間違いなく控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の関連資料が無いため、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等の状況は分からない。」旨回答している。

また、申立人及び複数の同僚がA事業所における同僚としてそれぞれ名前を記憶している者のうち、複数の者については、前述の被保険者名簿において被保険者記録を確認することができない上、同名簿において被保険者記録が確認できる複数の同僚の被保険者の資格取得日が、それぞれが実際に入社したとする時期の数年後であることから判断すると、申立期間当時、A事業所では、必ずしも全ての従業員を入社後、直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から29年3月1日まで

A社には、大学卒業直後の昭和26年4月1日に入社し、32年8月に退社するまで継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者の資格取得日が29年3月1日となっている。申立期間も厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会したところ、複数の者が、「申立人は、申立期間にB県で社長の個人的な仕事を手伝っていた。」旨陳述していることから、申立人が当該期間において、同社の事業主と何らかの関わりを持っていたことはうかがえるものの、これらの者からは、申立人の申立期間に係る同社での勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

また、A社は、「当社保管の厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る管理台帳によると、申立人の資格取得日は昭和29年3月1日となっていることから、申立期間については、申立人から厚生年金保険料の控除を行っていない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。